平成２３年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市本吉町津谷明戸31番地４
債務者　佐々木幸蔵
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第５１８号
神戸市中央区相生町５丁目10番21―605号
債務者　中川　道子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５７号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目17番20号　メゾン喜多302
債務者　吉田　奈穂（旧姓白田）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６２号
兵庫県西宮市甲子園網引町６番12―411号
債務者　尾﨑　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７３号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目２番28号
債務者　塗谷　優子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４８号
広島県大竹市南栄３丁目２番42号
債務者　高宮　邦生
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２号
広島県東広島市西条町御薗宇548番地43　蔵田アパート111号
債務者　河村　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４４号
広島市安佐南区相田３丁目59番27号
債務者　楠本　忠好
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８４号
広島市安佐南区長楽寺２丁目17番22号
債務者　沖升　　修
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４号
福岡県久留米市津福本町1012　聖ルチア病院２病棟、住民票上の住所福岡県うきは市吉井町新治599番地１
債務者　永野美保子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９２号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目75番地535、申立時の住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目72番地７
債務者　谷口ちえ子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町４番11―303号
債務者　花田　和幸
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７０号
北海道小樽市オタモイ１丁目20番18号　やすらぎ荘、前住所北海道小樽市桜１丁目25番135号　桜Ｅ住宅１号棟
債務者　高橋シゲ子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８３号
北海道小樽市松ケ枝２丁目７番30号　松ケ枝Ａ団地４号棟3927、前住所北海道小樽市最上１丁目13番７号
債務者　三影絵理子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９１号
北海道小樽市銭函２丁目23番105号、前住所北海道小樽市銭函１丁目29番16号　柴田マンションＤ号室
債務者　依田　昌恵（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９３号
北海道小樽市緑１丁目10番120号　ロイヤルみどり102、前住所札幌市東区東苗穂８条２丁目８番16号
債務者　貝澤　喜広
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３号
北海道虻田郡留寿都村字留寿都123番地36、住民票上の住所北海道恵庭市黄金南２丁目４番地の７　秋元方
債務者　別府かおる
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
札幌地方裁判所岩内支部